警備業法の一部を改正する法律案新旧対照表

○　警備業法（昭和四十七年法律第百十七号）　（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
（警備業の要件） 第三条　次の各号のいずれかに該当する者は、警備業を営んではならない。 一～四　（略） 五　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十二条若しくは第十二条の六の規定による命令又は同法第十二条の四第二項の規定による指示を受けた者であつて、当該命令又は指示を受けた日から起算して三年を経過しないもの 六　アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者 七　心身の障害により警備業務を適正に行うことができない者として国家公安委員会規則で定めるもの 八・九　（略） 十　法人でその役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を	（警備業の要件） 第三条　次の各号のいずれかに該当する者は、警備業を営んではならない。 一～四　（略） 五　精神病者又はアルコール、麻薬、大麻、あへん若しくは覚せい剤の中毒者 六・七　（略） 八　法人でその役員のうちに第一号から第五号までのいずれかに該当する者があるもの

含む。）のうちに第一号から第七号までのいずれかに該当する者があるもの

十一　第四号に該当する者が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する者

（認定の取消し）

第四条の五　公安委員会は、第四条の認定を受けた者について、次の各号に掲げるいずれかの事実が判明したときは、その認定を取り消すことができる。

一　（略）

二　第三条第九号を除く。）に掲げる者のいずれかに該当していること。

三　正当な事由がないのに、認定を受けてから六月以内に営業を開始せず、又は引き続き六月以上営業を休止し、現に営業を営んでいないこと。

四　三月以上所在不明であること。

（営業所の届出等）

第五条　警備業者は、その主たる営業所の所在する都道府県以外の都道府県の区域内に営業所を設け、又は当該区域内で警備業務（内閣府令で定めるものを除く。）を行おうとするときは、内閣府令で定めるところにより、当該都道府県の区域を管轄する公安委員会に、次の事項を記載した届出書を提出しなければならない。この場合において、当該届出書には、内閣府令で定める書類を添付しなければならない。

（認定の取消し）

第四条の五　公安委員会は、第四条の認定を受けた者について、次の各号に掲げるいずれかの事実が判明したときは、その認定を取り消すことができる。

一　（略）

二　第三条第七号を除く。）に掲げる者のいずれかに該当していること。

（営業所の届出等）

第五条　警備業者は、その主たる営業所の所在する都道府県以外の都道府県の区域内に営業所を設け、又は当該区域内で警備業務（内閣府令で定めるものを除く。）を行なおうとするときは、内閣府令で定めるところにより、当該都道府県の区域を管轄する公安委員会に、内閣府令で定める事項を記載した届出書を提出しなければならない。この場合において、当該届出書には、内閣府令で定める書類を添附しなければならない。

一　第四条の二第一項第一号及び第四号に掲げる事項
二　主たる営業所の名称及び所在地
三　前二号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

（廃止の届出）

第五条の二　警備業者は、警備業を廃止したときは、内閣府令で定めるところにより、公安委員会に、廃止の年月日その他の内閣府令で定める事項を記載した届出書を提出しなければならない。

2　前項の規定による届出があつたときは、認定は、その効力を失う。

（変更の届出）

第六条　警備業者は、第四条の二第一項各号に掲げる事項に変更があつたときは、内閣府令で定めるところにより、主たる営業所の所在地を管轄する公安委員会に、変更に係る事項その他の内閣府令で定める事項を記載した届出書を提出しなければならない。この場合において、当該届出書には、内閣府令で定める書類を添付しなければならない。

2　公安委員会は、警備業者が第四条の二第一項第一号、第二号（主たる営業所に係る部分に限る。）又は第四号に掲げる事項に変更があつたことを理由として前項の規定により届出書を提出した場合においては、当該届出書に記載された内容を、当該警備業者が営業所を設け、又は第五条に規定する警備業務を行つている都道府県の区域を管轄する他の公安委員会に通知するものとする。

3　（略）

4　第一項の規定は、第五条第三号に掲げる事項の変更について準用

（廃止等の届出）

第六条　警備業者は、警備業を廃止したとき、又は第四条の二第一項各号に掲げる事項若しくは前条の規定により届け出るべき事項に変更があつたときは、内閣府令で定めるところにより、公安委員会に、廃止又は変更に係る事項その他の内閣府令で定める事項を記載した届出書を提出しなければならない。この場合において、当該届出書には、内閣府令で定める書類を添付しなければならない。

2　前項の規定による警備業の廃止の届出があつたときは、認定は、その効力を失う。

3　（略）

する。この場合において、「主たる営業所の所在地を管轄する公安委員会」とあるのは、「当該変更に係る公安委員会」と読み替えるものとする。

（警備員の制限）

第七条　十八歳未満の者又は第三条第一号から第七号までのいずれかに該当する者は、警備員となつてはならない。

2　（略）

（服装）

第九条　（略）

2　（略）

3　第六条第一項の規定は、前項の規定により届け出るべき事項の変更について準用する。この場合において、「主たる営業所の所在地を管轄する公安委員会」とあるのは、「当該変更に係る公安委員会」と読み替えるものとする。

（護身用具）

第十条　（略）

2　前条第二項の規定は警備業務を行うに当たつて携帯しようとする護身用具の届出について、第六条第一項の規定は当該届出に係る事項の変更について準用する。この場合において、前条第二項中「用いようとする服装の色、型式」とあるのは「携帯しようとする護身用具の種類、規格」と、第六条第一項中「主たる営業所の所在地を管轄する公安委員会」とあるのは「当該変更に係る公安委員会」と読み替えるものとする。

（警備員の制限）

第七条　十八歳未満の者又は第三条第一号から第五号までのいずれかに該当する者は、警備員となつてはならない。

2　（略）

（服装）

第九条　（略）

2　（略）

3　第六条第一項の規定は、前項の規定により届け出るべき事項の変更について準用する。

（護身用具）

第十条　（略）

2　前条第二項の規定は警備業務を行うに当たつて携帯しようとする護身用具の届出について、第六条第一項の規定は当該届出に係る事項の変更について準用する。この場合において、前条第二項中「用いようとする服装の色、型式」とあるのは、「携帯しようとする護身用具の種類、規格」と読み替えるものとする。

（警備員指導教育責任者等）

第十一条の三　（略）

2　（略）

3　前項の規定にかかわらず、公安委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、警備員指導教育責任者資格者証の交付を行わない。

一　（略）

二　第三条第一号から第六号までのいずれかに掲げる者

三　第六項第二号又は第三号に該当することにより警備員指導教育責任者資格者証の返納を命ぜられ、その日から起算して三年を経過しない者

4・5　（略）

6　公安委員会は、警備員指導教育責任者資格者証の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、内閣府令で定めるところにより、その警備員指導教育責任者資格者証の返納を命ずることができる。

一　第三条第一号から第六号までに掲げる者のいずれかに該当するに至つたとき。

二・三　（略）

7　（略）

（廃止等の届出）

第十一条の五　機械警備業者は、前条の規定による届出をした公安委員会の管轄区域内における基地局を廃止したとき、その他当該区域

（警備員指導教育責任者等）

第十一条の三　（略）

2　（略）

3　前項の規定にかかわらず、公安委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、警備員指導教育責任者資格者証の交付を行わない。

一　（略）

二　第三条第一号から第五号までのいずれかに掲げる者

三　次項第二号又は第三号に該当することにより警備員指導教育責任者資格者証の返納を命ぜられ、その日から起算して三年を経過しない者

4・5　（略）

6　公安委員会は、警備員指導教育責任者資格者証の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、内閣府令で定めるところにより、その警備員指導教育責任者資格者証の返納を命ずることができる。

一　第三条第一号から第五号までに掲げる者のいずれかに該当するに至つたとき。

二・三　（略）

7　（略）

（廃止等の届出）

第十一条の五　機械警備業者は、前条の規定による届出をした公安委員会の管轄区域内における基地局を廃止したとき、その他当該区域

内において機械警備業務を行わないこととなつたとき、又は同条第二号若しくは第三号に掲げる事項に変更があつたときは、当該公安委員会に、基地局の廃止等に係る事項その他の内閣府令で定める事項を記載した届出書を提出しなければならない。この場合において、当該届出書には、内閣府令で定める書類を添付しなければならない。

（機械警備業務管理者等）

第十一条の六　（略）

2　（略）

3　第十一条の三第一項ただし書の規定は基地局の機械警備業務管理者として選任した者が欠けるに至つた場合について、同条第三項から第五項までの規定は機械警備業務管理者資格者証の交付、書換え及び再交付について、同条第六項の規定は機械警備業務管理者資格者証の交付を受けた者について、同条第七項の規定は機械警備業務管理者講習について準用する。この場合において、同条第三項第二号中「掲げる者」とあるのは「掲げる者又は心身の障害により機械警備業務管理者の業務を適正に行うことができない者として国家公安委員会規則で定めるもの」と、同項第三号中「警備員指導教育責任者資格者証の返納」とあるのは「機械警備業務管理者資格者証の返納」と、同条第六項第一号中「掲げる者」とあるのは「掲げる者又は第十一条の六第三項において読み替えて準用する第三項第二号に規定する国家公安委員会規則で定める者」と、同項第三号中「警備員指導教育責任者」とあるのは「機械警備業務管理者」と読み替

内において機械警備業務を行わないこととなつたとき、又は同条各号に掲げる事項に変更があつたときは、当該公安委員会に、基地局の廃止等に係る事項その他の内閣府令で定める事項を記載した届出書を提出しなければならない。この場合において、当該届出書には、内閣府令で定める書類を添付しなければならない。

（機械警備業務管理者等）

第十一条の六　（略）

2　（略）

3　第十一条の三第一項ただし書の規定は基地局の機械警備業務管理者として選任した者が欠けるに至つた場合について、同条第三項から第五項までの規定は機械警備業務管理者資格者証の交付、書換え及び再交付について、同条第六項の規定は機械警備業務管理者資格者証の交付を受けた者について、同条第七項の規定は機械警備業務管理者講習について準用する。この場合において、同条第三項第三号中「警備員指導教育責任者資格者証の返納」とあるのは「機械警備業務管理者資格者証の返納」と、同条第六項第三号中「警備員指導教育責任者」とあるのは「機械警備業務管理者」と読み替えるものとする。

えるものとする。

（営業の停止等）

第十五条　（略）

2　公安委員会は、次の各号のいずれかに該当する者があるときは、その者に対し、営業の廃止を命ずることができる。

一・二　（略）

三　前二号に掲げる者のほか、第三条第九号を除く。）のい　三　ずれかに該当する者で警備業を営んでいるもの（第四条の認定を受けている者を除く。）受けている者を除く。）

（行政手続法の適用除外）

第十六条の二　公安委員会がそのあらかじめ指定する医師の診断に基づき第三条第六号若しくは第七号又は第十一条の六第三項において読み替えて準用する第十一条の三第三項第二号（第三条第一号から第五号までに係る部分を除く。）に該当すると認めた者について行う第四条の五、第十一条の三第六項又は第十五条の規定による処分及び同条第二項第二号に掲げる者に係る同項の規定による処分については、行政手続法第三章（第十二条及び第十四条を除く。）の規定は、適用しない。

第二十条　次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一・二　（略）

三　第五条、第五条の二第一項、第六条第一項、同条第四項、第九　三　条第三項及び第十条第二項において準用する場合を含む。以下こ

（営業の停止等）

第十五条　（略）

2　公安委員会は、次の各号のいずれかに該当する者があるときは、その者に対し、営業の廃止を命ずることができる。

一・二　（略）

前二号に掲げる者のほか、（第三条第九号を除く。）のい

ずれかに該当する者で警備業を営ん（第四条の認定を

（行政手続法の適用除外）

第十六条の二　公安委員会がそのあらかじめ指定する医師の診断に基づき第三条第五号に該当すると認めた者について行う第四条の五、第十一条の三第六項又は第十五条の規定による処分及び同条第二項第二号に掲げる者に係る同項の規定による処分については、行政手続法第三章及び第十四条を除く。）の規定は、適用しない。

第二十条　次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一・二　（略）

第五条、第（第六条第一項）二項及び第十条第二項におい

て準用する場合を含む。以下この号において同じ。）、第九条第

の号において同じ。）、第九条第二項第十条第二項において準用する場合を含む。以下この号に用する場合を含む。以下この号において同じ。）若しくは第十一条の五の規定に違反して届出をせず、又は第五条、第五条の二第一項、第六条第一項、第九条第二項、第十一条の四若しくは第十一条の五の届出書若しくは添付書類に虚偽の記載をして提出した者	十条第二項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）若しくは第十一条の五の規定に違反して届出をせず、又は第五条、第六条第一項、第九条第二項、第十一条の四若しくは第十一条の五の届出書若しくは添付書類に虚偽の記載をして提出した者
四～八　（略）	四～八　（略）